

国鉄山陰本線複線電化計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年二月十九日

参議院議長 徳永正利 殿

佐藤昭夫

国鉄山陰本線複線電化計画に関する質問主意書

昭和五十四年八月二十五日に運輸大臣の工事認可を得た国鉄山陰本線京都・園部間の線増及び京都・福知山間の電化計画は、長年にわたる沿線住民と関係自治体の運動にこたえたものとして、今すすめられている。

真に、京都府民の生活向上をはかり、府北部地域の発展・産業の振興をはかるためには、さらに山陰本線(園部・綾部間)の複線化、舞鶴線・宮津線・小浜線の複線電化、宮福線の国鉄の責任による工事継続と早期完成などを促進しなければならない。

ところで、本計画は、完成目標として、京都・園部間の線増を昭和六十二年度、京都・福知山間の電化を昭和五十九年度までと定めている。

しかるに、本認可以降に「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法」が成立したこと、あるいは国

鉄財政が好転しないこと等によつて、関係住民には、「工事認可までも長い時間がかかつた。今度は本当に計画通りうまくいくのだろうか。」との不安が広がつてゐる。

そこで、以下質問する。

一 現在の進捗状況に照らして、国鉄山陰本線複線電化計画の先行工事区間としての京都・丹波口間、嵯峨・馬堀間、吉富・園部間の線増工事は、計画通り昭和五十九年度末までに確實に完成できるかどうか。

また、京都・園部間の線増及び京都・福知山間の電化工事全体は、当初計画通り、各々昭和六十二年度末、昭和五十九年度末までに完成できるかどうか。

二 昭和四十年一月に閣議決定された「国鉄第三次長期計画」に盛られた山陰本線京都・園部間の複線事業計画が、昭和五十四年八月の運輸大臣認可までに、多くの年月を要した基本的な理由は何か。

三 昭和四十五年二月の「財政再建計画」によつて山陰本線京都・園部間の複線事業計画は変更、あるいは取り消されたかどうか。

右「財政再建計画」以外に、山陰本線京都・園部間の複線事業計画が変更、あるいは取り消されたことがあるかどうか。

右質問する。